

監 査 結 果 報 告 書
(令和5年1月17日付け報告)

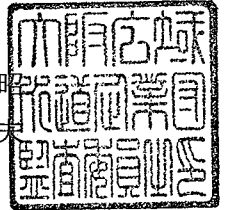
企 監 第 75 号

令和 5 年 1 月 17 日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員
同

小 田 利 昭
塩 尻 明 夫



監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により監査を執行した結果を、同条第 9 項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙監査の結果のとおり

監査の結果

1. 監査の概要

(1) 監査の範囲

令和3年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 監査対象機関

所管部局	監査対象機関	
経営管理部	経営管理部	村野浄水場、庭窪浄水場、送水管理センター、北部水道事業所、東部水道事業所、南部水道事業所、水質管理センター、藤井寺水道センター、泉南水道センター、四條畷水道センター、大阪狭山水道センター、阪南水道センター、豊能水道センター、忠岡水道センター、熊取水道センター、田尻水道センター、岬水道センター、太子水道センター、河南水道センター、千早赤阪水道センター
事業管理部	事業管理部	
議会事務局	議会事務局	
監査委員事務局	監査委員事務局	

(3) 監査実施日

令和4年7月1日から同年9月29日まで

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。

2. 監査の結果

- ・指示事項（効率性・経済性・有効性等の観点から改善・検討を指示するのが適当と認めた事項）

参 考 資 料

指示事項

	No.	頁
(1) 支出関係		
・事業管理部	----- 1	1

指 示 事 項 票

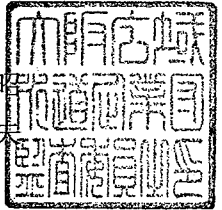
No.1

監査(検査) 対 象 機 関 (会 計)	事業管理部	監査(検査) 実施年月日	令和4年8月4日
処理区分	指示事項	事務区分	支出関係
指示事項 長期継続契約案件で、令和3年度分の支出取引に関する伺い書原本・検査調書・請求書・支出伝票原本・令和3年度に締結した変更契約書原本が綴られているファイルを紛失している事例があった。文書管理を徹底されたい。			
指示事項の内容等 1. 概要 長期継続契約案件で、令和3年度分の支出取引に関する伺い書原本・検査調書・請求書・支出伝票原本・令和3年度に締結した変更契約書原本が綴られているファイルを紛失している事例があった。 案件名 : 水量予算管理システムサーバー機器等賃貸借 借入金額 : 6,253,200円 (税込) 借入期間 : 平成28年11月1日から令和3年8月31日まで 2. 課題 文書管理を徹底されたい。			

企 監 第 74 号
令和5年1月17日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員 小田 利昭
同 塩尻 明夫



監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定により監査を執行した結果を、同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙監査の結果のとおり

監査の結果

1. 監査の概要

(1) 監査の範囲

監査対象工事の執行

(2) 監査対象

監査対象機関	監査対象工事
庭窪浄水場	大庭浄水場 調整池及び配水ポンプ棟更新工事

(3) 監査実施日

令和4年12月15日

(4) 監査の実施方針

監査対象工事の計画、設計、積算、施工等が適正かつ経済的・効率的に行われているかを主眼として、技術的な視点で監査した。

2. 監査の結果

監査対象工事の執行は、おおむね適正であることを認めた。

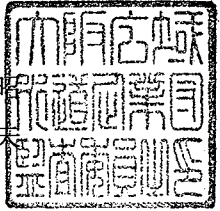
企 監 第 68 号

令和5年1月17日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員
同

小田 利昭
塩尻 明夫



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を執行した結果を、同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙検査の結果のとおり

検査の結果

1. 検査の概要

(1) 検査の範囲

令和4年7月から令和4年10月における水道事業会計及び工業用水道事業会計に係る現金の出納・保管

(2) 検査対象会計

水道事業会計及び工業用水道事業会計

(3) 検査実施日

令和4年9月8日から令和4年12月20日まで

(4) 検査実施方針

現金の出納・保管が適正かつ正確、確実、有利に行われていたかを検査した。

2. 検査の結果

現金の出納・保管は、適正であることを認めた。